

新旧対照表〔2023 年 6 月 1 日実施〕

■ でんき需給約款【法人】でんきLプラン負荷

改定前（旧）	改定後（新）
でんき需給約款 【法人】でんきLプラン負荷 2023 年 4 月 1 日実施 au エネルギー＆ライフ株式会社	でんき需給約款 【法人】でんきLプラン負荷 2023 年 6 月 1 日実施 au エネルギー＆ライフ株式会社
3 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (11) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	3 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附 則 （実施時期） 1. 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。 （略）	附 則 （実施時期） 1. 本約款は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。 （略）
別 表 1 【法人】でんきLプラン負荷料金表 (1) 【法人】でんきLプラン負荷（北海道）	別 表 1 【法人】でんきLプラン負荷料金表 (1) 【法人】でんきLプラン負荷（北海道）

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) 【法人】でんき L プラン負荷 (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(3) 【法人】でんき L プラン負荷 (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円 (35.43円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円 (41.72円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円 (45.44円)

(2) 【法人】でんき L プラン負荷 (東北)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円 (29.70円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円 (36.45円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円 (40.40円)

(3) 【法人】でんき L プラン負荷 (東京)

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

(略)

(5) 【法人】でんき L プラン負荷（北陸）

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

(6) 【法人】でんき L プラン負荷（四国）

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円 (29.99円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円 (36.59円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円 (40.68円)

(略)

(5) 【法人】でんき L プラン負荷（北陸）

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.02円 (30.82円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円 (34.71円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11円 (36.42円)

(6) 【法人】でんき L プラン負荷（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 （税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.84円 (17.42円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.87円 (22.95円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.52円 (25.87円)

（略）

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（略）

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの**再生可能エネルギー発電促進賦課金**は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネル

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	361.00円（397.10円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 （税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.78円 (27.25円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	29.80円 (32.78円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.46円 (35.70円)

（略）

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（略）

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規

ギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。																																																								
5 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α, β, およびγは、契約種別ごとに以下の通りといたします。 <table><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（北海道）</td><td>α=0.4699</td><td>—</td><td>γ=0.7879</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（東北）</td><td>α=0.1152</td><td>β=0.2714</td><td>γ=0.7386</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（東京）</td><td>α=0.1970</td><td>β=0.4435</td><td>γ=0.2512</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（中部）</td><td>α=0.0275</td><td>β=0.4792</td><td>γ=0.4275</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（北陸）</td><td>α=0.2303</td><td>—</td><td>γ=1.1441</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（四国）</td><td>α=0.2104</td><td>β=0.0541</td><td>γ=1.0588</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（九州）</td><td>α=0.0053</td><td>β=0.1861</td><td>γ=1.0757</td></tr></table> (略) ロ 燃料費調整単価 (イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。	【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	α=0.4699	—	γ=0.7879	【法人】でんき L プラン負荷（東北）	α=0.1152	β=0.2714	γ=0.7386	【法人】でんき L プラン負荷（東京）	α=0.1970	β=0.4435	γ=0.2512	【法人】でんき L プラン負荷（中部）	α=0.0275	β=0.4792	γ=0.4275	【法人】でんき L プラン負荷（北陸）	α=0.2303	—	γ=1.1441	【法人】でんき L プラン負荷（四国）	α=0.2104	β=0.0541	γ=1.0588	【法人】でんき L プラン負荷（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757	5 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α, β, およびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。 <table><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（北海道）</td><td>α=0.1874</td><td>β=0.0899</td><td>γ=1.0036</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（東北）</td><td>α=0.0259</td><td>β=0.2563</td><td>γ=0.8915</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（東京）</td><td>α=0.0048</td><td>β=0.3827</td><td>γ=0.6584</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（中部）</td><td>α=0.0275</td><td>β=0.4792</td><td>γ=0.4275</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（北陸）</td><td>α=0.0415</td><td>β=0.0745</td><td>γ=1.2499</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（四国）</td><td>α=0.0875</td><td>β=0.0770</td><td>γ=1.1770</td></tr><tr><td>【法人】でんき L プラン負荷（九州）</td><td>α=0.0053</td><td>β=0.1861</td><td>γ=1.0757</td></tr></table> (略) ロ 燃料費調整単価 (イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭と	【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	α=0.1874	β=0.0899	γ=1.0036	【法人】でんき L プラン負荷（東北）	α=0.0259	β=0.2563	γ=0.8915	【法人】でんき L プラン負荷（東京）	α=0.0048	β=0.3827	γ=0.6584	【法人】でんき L プラン負荷（中部）	α=0.0275	β=0.4792	γ=0.4275	【法人】でんき L プラン負荷（北陸）	α=0.0415	β=0.0745	γ=1.2499	【法人】でんき L プラン負荷（四国）	α=0.0875	β=0.0770	γ=1.1770	【法人】でんき L プラン負荷（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757
【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	α=0.4699	—	γ=0.7879																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（東北）	α=0.1152	β=0.2714	γ=0.7386																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（東京）	α=0.1970	β=0.4435	γ=0.2512																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（中部）	α=0.0275	β=0.4792	γ=0.4275																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（北陸）	α=0.2303	—	γ=1.1441																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（四国）	α=0.2104	β=0.0541	γ=1.0588																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	α=0.1874	β=0.0899	γ=1.0036																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（東北）	α=0.0259	β=0.2563	γ=0.8915																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（東京）	α=0.0048	β=0.3827	γ=0.6584																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（中部）	α=0.0275	β=0.4792	γ=0.4275																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（北陸）	α=0.0415	β=0.0745	γ=1.2499																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（四国）	α=0.0875	β=0.0770	γ=1.1770																																																						
【法人】でんき L プラン負荷（九州）	α=0.0053	β=0.1861	γ=1.0757																																																						

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ⅱ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	37,200円
【法人】でんき L プラン負荷（東北）	31,400円
【法人】でんき L プラン負荷（東京）	44,200円
【法人】でんき L プラン負荷（中部）	45,900円
【法人】でんき L プラン負荷（北陸）	21,900円
【法人】でんき L プラン負荷（四国）	26,000円
【法人】でんき L プラン負荷（九州）	27,400円

（略）

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

		税抜額 (税込額)
【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
【法人】でんき L プラン負荷（東北）	1キロワット時につき	0.201円 (0.221円)
【法人】でんき L プラン負荷（東京）	1キロワット時につき	0.211円 (0.232円)
【法人】でんき L プラン負荷（中部）	1キロワット時につき	0.212円

し、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。) に、(3)イ(ⅱ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ⅱ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	80,800円
【法人】でんき L プラン負荷（東北）	83,500円
【法人】でんき L プラン負荷（東京）	86,100円
【法人】でんき L プラン負荷（中部）	45,900円
【法人】でんき L プラン負荷（北陸）	79,800円
【法人】でんき L プラン負荷（四国）	80,000円
【法人】でんき L プラン負荷（九州）	27,400円

（略）

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額 (税込額)
【法人】でんき L プラン負荷（北海道）	1キロワット時につき	0.157円 (0.173円)
【法人】でんき L プラン負荷（東北）	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
【法人】でんき L プラン負荷（東京）	1キロワット時につき	0.166円 (0.183円)
【法人】でんき L プラン負荷（中部）	1キロワット時につき	0.212円

		(0.233円)
【法人】でんきＬプラン負荷（北陸）	1キロワット時につき	0.146円 (0.161円)
【法人】でんきＬプラン負荷（四国）	1キロワット時につき	0.178円 (0.196円)
【法人】でんきＬプラン負荷（九州）	1キロワット時につき	0.124円 (0.136円)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 【法人】でんきＬプラン負荷（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格) × $\frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、以下の通りといたします。

α＝1.0000
β＝0.0000
γ＝0.0000

ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額 (税込額)
1キロワット時につき	0.003円 (0.003円)

		(0.233円)
【法人】でんきＬプラン負荷（北陸）	1キロワット時につき	0.150円 (0.165円)
【法人】でんきＬプラン負荷（四国）	1キロワット時につき	0.140円 (0.154円)
【法人】でんきＬプラン負荷（九州）	1キロワット時につき	0.124円 (0.136円)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

【法人】でんきＬプラン負荷 (北海道)	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000
【法人】でんきＬプラン負荷 (東北)	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000
【法人】でんきＬプラン負荷 (九州)	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格) × $\frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

(略)

【法人】でんきＬプラン負荷（北海道）	79,300円
【法人】でんきＬプラン負荷（東北）	79,300円
【法人】でんきＬプラン負荷（九州）	79,300円

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。

□ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
【法人】でんきＬプラン負荷（北海道）	1 キロワット時につき	0.001円（0.001円）
【法人】でんきＬプラン負荷（東北）		0.001円（0.001円）
【法人】でんきＬプラン負荷（九州）		0.003円（0.003円）

(略)

■ au でんき需給約款(低圧電力)

改定前（旧）	改定後（新）				
au でんき需給約款 (低圧電力) 2023 年 4 月 1 日実施 au エネルギー & ライフ株式会社	au でんき需給約款 (低圧電力) 2023 年 6 月 1 日実施 au エネルギー & ライフ株式会社				
3 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (略) (14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (略)	3 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (略) (14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (略)				
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。 2 【法人】低圧電力（東京）の基本料金についての経過措置 【法人】低圧電力（東京）として電気の供給を受けるお客さまが 2024 年 8 月 31 日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、別表 1（【法人】低圧電力料金表）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,034.96円（1,138.45円）</td></tr></table>		税抜額（税込額）	契約電力1キロワットにつき	1,034.96円（1,138.45円）
	税抜額（税込額）				
契約電力1キロワットにつき	1,034.96円（1,138.45円）				

別 表

1 【法人】低圧電力料金表

(1) 【法人】低圧電力（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,211.00円（1,332.10円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.22円（17.84円）

(2) 【法人】低圧電力（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,181.00円（1,299.10円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金

別 表

1 【法人】低圧電力料金表

(1) 【法人】低圧電力（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1221.00円（1343.10円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	26.30円（28.93円）

(2) 【法人】低圧電力（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1182.62円（1300.88円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金

1 キロワット時につき	14.92円 (16.41円)	13.60円 (14.96円)
-------------	-----------------	-----------------

(3) 【法人】低圧電力（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,034.96円 (1,138.45円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.81円 (17.39円)	14.39円 (15.82円)

(略)

(5) 【法人】低圧電力（北陸）

(略)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	11.34円 (12.47円)	10.38円 (11.41円)

(6) 【法人】低圧電力（四国）

イ 基本料金

1 キロワット時につき	24.74円 (27.21円)	23.42円 (25.76円)
-------------	-----------------	-----------------

(3) 【法人】低圧電力（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	983.21円 (1,081.53円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	24.99円 (27.48円)	23.56円 (25.91円)

(略)

(5) 【法人】低圧電力（北陸）

(略)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	23.71円 (26.08円)	22.75円 (25.02円)

(6) 【法人】低圧電力（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,088.00円（1,196.80円）</td></tr></table> □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><td></td><td colspan="2">税抜額（税込額）</td></tr><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>14.68円（16.14円）</td><td>13.37円（14.70円）</td></tr></table> （略）		税抜額（税込額）	契約電力1キロワットにつき	1,088.00円（1,196.80円）		税抜額（税込額）			夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	14.68円（16.14円）	13.37円（14.70円）	基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1076.10円（1183.71円）</td></tr></table> □ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 <table><tr><td></td><td colspan="2">税抜額（税込額）</td></tr><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>23.61円（25.97円）</td><td>22.30円（24.53円）</td></tr></table> （略）		税抜額（税込額）	契約電力1キロワットにつき	1076.10円（1183.71円）		税抜額（税込額）			夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	23.61円（25.97円）	22.30円（24.53円）
	税抜額（税込額）																										
契約電力1キロワットにつき	1,088.00円（1,196.80円）																										
	税抜額（税込額）																										
	夏季料金	その他季料金																									
1 キロワット時につき	14.68円（16.14円）	13.37円（14.70円）																									
	税抜額（税込額）																										
契約電力1キロワットにつき	1076.10円（1183.71円）																										
	税抜額（税込額）																										
	夏季料金	その他季料金																									
1 キロワット時につき	23.61円（25.97円）	22.30円（24.53円）																									
2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （略） (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略） □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 （略） (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略） □ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。																										
3 燃料費調整	3 燃料費調整																										

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、契約種別ごとに以下の通りといたします。

【法人】低圧電力（北海道）	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$
【法人】低圧電力（東北）	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$
【法人】低圧電力（東京）	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
【法人】低圧電力（中部）	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
【法人】低圧電力（北陸）	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
【法人】低圧電力（四国）	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
【法人】低圧電力（九州）	$\alpha=0.0053$	$\beta=0.1861$	$\gamma=1.0757$

（略）

ロ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

【法人】低圧電力（北海道）	$\alpha=0.1874$	$\beta=0.0899$	$\gamma=1.0036$
【法人】低圧電力（東北）	$\alpha=0.0259$	$\beta=0.2563$	$\gamma=0.8915$
【法人】低圧電力（東京）	$\alpha=0.0048$	$\beta=0.3827$	$\gamma=0.6584$
【法人】低圧電力（中部）	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
【法人】低圧電力（北陸）	$\alpha=0.0415$	$\beta=0.0745$	$\gamma=1.2499$
【法人】低圧電力（四国）	$\alpha=0.0875$	$\beta=0.0770$	$\gamma=1.1770$
【法人】低圧電力（九州）	$\alpha=0.0053$	$\beta=0.1861$	$\gamma=1.0757$

（略）

ロ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

【法人】低圧電力（北海道）	37,200円
【法人】低圧電力（東北）	31,400円
【法人】低圧電力（東京）	44,200円
【法人】低圧電力（中部）	45,900円
【法人】低圧電力（北陸）	21,900円
【法人】低圧電力（四国）	26,000円
【法人】低圧電力（九州）	27,400円

ハ 燃料費調整単価の適用

（略）

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロまたは（３）イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

		税抜額 (税込額)
【法人】低圧電力（北海道）	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
【法人】低圧電力（東北）	1キロワット時につき	0.201円 (0.221円)
【法人】低圧電力（東京）	1キロワット時につき	0.211円 (0.232円)
【法人】低圧電力（中部）	1キロワット時につき	0.212円 (0.233円)
【法人】低圧電力（北陸）	1キロワット時につき	0.146円

(ロ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

【法人】低圧電力（北海道）	80,800円
【法人】低圧電力（東北）	83,500円
【法人】低圧電力（東京）	86,100円
【法人】低圧電力（中部）	45,900円
【法人】低圧電力（北陸）	79,800円
【法人】低圧電力（四国）	80,000円
【法人】低圧電力（九州）	27,400円

ハ 燃料費調整単価の適用

（略）

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額 (税込額)
【法人】低圧電力（北海道）	1キロワット時につき	0.157円 (0.173円)
【法人】低圧電力（東北）	1キロワット時につき	0.179円 (0.197円)
【法人】低圧電力（東京）	1キロワット時につき	0.166円 (0.183円)
【法人】低圧電力（中部）	1キロワット時につき	0.212円 (0.233円)
【法人】低圧電力（北陸）	1キロワット時につき	0.150円

		(0.161円)
【法人】低圧電力（四国）	1キロワット時につき	0.178円 (0.196円)
【法人】低圧電力（九州）	1キロワット時につき	0.124円 (0.136円)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 【法人】低圧電力（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格) ×

離島基準単価

1,000

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、以下の通りといたします。

α=1.0000

β=0.0000

γ=0.0000

ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.003円（0.003円）

		(0.165円)
【法人】低圧電力（四国）	1キロワット時につき	0.140円 (0.154円)
【法人】低圧電力（九州）	1キロワット時につき	0.124円 (0.136円)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、β および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

【法人】低圧電力（北海道）	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000
【法人】低圧電力（東北）	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000
【法人】低圧電力（九州）	α=1.0000	β=0.0000	γ=0.0000

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格) ×

ロの離島基準単価

1,000

また、離島基準燃料価格は、契約種別ごとに以下の通とおりといたします。

【法人】低圧電力（北海道）	79,300円
【法人】低圧電力（東北）	79,300円
【法人】低圧電力（九州）	79,300円

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単

(略)

価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。

□ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、契約種別ごとに以下のとおりいたします。

		税抜額（税込額）
【法人】低圧電力（北海道）	1 キロワット時につき	0.001円（0.001円）
【法人】低圧電力（東北）		0.001円（0.001円）
【法人】低圧電力（九州）		0.003円（0.003円）

(略)